



にしごう

広報にしごう第190号
昭和61年10月1日

VOL.10

■人口のうごき 人口14,952人(+16) 男7,567人(+5) 女7,385人(+11) 世帯数3,650戸(+2) 9月1日現在()は対前月日



ホップ・ステップ・ジャンプ

おもな内容

- 盛大に昭和61年度敬老会…………… 2
- こんにちは有線放送電話室です…………… 3
- 第5回なすかし祭り…………… 4
- 国保に入るとき、やめるときの手続き…………… 5
- 新国民年金のすがた…………… 6～7
- おしらせ…………… 8



5・6年生による西郷村小学校体育大会より(熊倉小校庭)

生きがいのある社会を!!

盛大に昭和61年度

敬老会

九月十五日は敬老の日

村でもこの日に先だち、十三日(土)文化センターにおいて昭和六十一年度敬老会が実施されました。

当日は保育所、幼稚園児、婦

人会の方々がかみとなり、おじいちゃん、おばあちゃんのため、に秋の一日を、歌に、踊りに大



▲真剣に観覧するお年寄りのみなさん

ハッスルでした。村には九月一日現在、七十歳以上のお年寄りは一〇五〇名(男四〇八名・女六四二名)おりますが、そのうち八十歳以上は二〇二名、八十五歳以上八一名、八十八歳以上は七名です。お年寄りに、これまで永年



▲いつまでも長生きしてネ!

「健康づくり、仲間づくり」を目指して、第七回村老人スポーツ大会が去る八月二十八日(木)村総合グラウンドで行われました。当日は、総勢約二百名の老人が参加、「ゆっくりにそげ」、「大島アンコ」などユーモアあふれる競技種目に、力いっぱい競技を楽しみました。

そんな中にも、老人自から審判・準備係を務めるなど、自主的な大会となり、大いに盛り上

がりを見せました。熱気あふれる競技の結果、米老人クラブチームが初優勝を飾りました。

若者には 負けられん

「まだまだ」
第七回老人スポーツ大会



にわたってつちかかってきた豊富な知識と経験を一層社会に役立てて頂きたいものです。そうした事が、お年寄りの生きがいになると同時に、世代を超えたコミュニケーションの場になるのではないのでしょうか。我々も、老人と共に生きがいのある住み良い社会を築いていきたいと思えます。



▲どうですうまいもんでしょう!!

ごし、来年の大会の再会を約束しました。競技結果は次のとおりです。
優勝 米老人クラブチーム
準優勝 下羽太老人クラブチーム
三位 上羽太老人クラブチーム

11月からは罰せられます

一般道のシートベルト未着用者



シートベルトの着用は昨年九月から義務付けられ、現在、減点1の行政処分の対象となつて

いるのは高速道、自動車専用道路での違反者に限られています。が、十月九日視察のため新潟県を訪れた警察庁々官は、県庁で記者会見の席上、「一般道路でのシートベルト着用義務化」についての道路交通法改正問題について、「一般道路での着用率は五割を超え、十一月初めには

一般道路で着用しない違反者から点数を取るようになりたい」と述べたそうです。

以上の事から、今年十一月から一般道路でのシートベルト未着用者への行政処分が実施されるようです。

あなたの命を守ってくれるシートベルト。車に乗ったら、エンジンをかける前に締める！是非これを実行したいものです。

わかちあう幸せ



赤い羽根共同募金

10月1日~12月31日

生活情報室
ホット♥ライン
HOT LINE



こんにちは

有線放送電話室です。

10月1日から 放送番組と時間が変わりました!

曜日	月	火	水	木	金	土	日
朝 6:30	マイク カレンダー	朝の ひととき	朝の ひととき	※ いずれか	みんなの 広場	さわやか 情報	朝の ひととき
7:15	← 交 通 事 故 防 止 →						
昼 12:30	今週の行事	健康 アラカルト	くらしの ヒント	クッキング サロン	くらしの ヒント	この人に ズームイン	くらしのヒント 歌の散歩道
夜 6:30	今週の行事	健康 アラカルト	※ いずれか	みんなの 広場	さわやか 情報	この人に ズームイン	歌の散歩道

- ・「お知らせ」と「スポット」は、常時入ります。
 - ・「取材」は「トピックス」で優先的に送ります。
 - ・「 」は、月毎にシリーズで、お送りします。
 - ・※「119番アワー」・「営農だより」・「駐在所だより」
- | | | | |
|----|---|-----|------------|
| 1 | 日 | ——— | 事故0の日 |
| 10 | 日 | ——— | 防犯の日 |
| 20 | 日 | ——— | 少年を非行から守る日 |
- ・毎月の
1日と10日———交通安全街頭指導日
第3日曜日———家庭の日



- 取材にまいります、
情報を
お寄せ下さい。
連絡先 ☎(25)1111(内311~2) (傳)6999
- 放送は、テレビ、
ラジオのボリュームを
少ししぼって
お聞き下さい。
「なすかし祭り」にて

たった1回の好奇心が取り返しのつかないことに—麻薬・覚せい剤

盛大に第5回 なすかし祭り

女優など迎え多彩な催し

去る八月二十三日(土)・二十四日(日)の二日間にわたり、郷小(矢吹町)の和太鼓、中央国立那須甲子少年自然の家恒例の「第5回なすかし祭り」が盛大に行われ、約五千人の参加者で賑わいました。

また、白河一小の鼓笛隊や善中、のプラスチック演奏が行われ、祭りを一層盛り上げました。会場で

この祭りは、地域との連携や同施設に対する理解を深めてもらおうと、毎年行なわれているものです。

まず、二十三日は、親子のつどいが行われました。夜の部では宿泊者全員によるキャンプファイヤーが開かれ、友情の火を囲みながら心のふれあいを図りました。



▲オープニングセレモニーより

第190号 広報にしごう

(4) モニーでは、朝早くから一日所長・女優大原麗子さんを一目見ようと、大勢の人々が会場に詰めかけました。

四日のオープニングセレモニーでは、朝早くから一日所長・女優大原麗子さんを一目見ようと、大勢の人々が会場に詰めかけました。

二田武雄、大原麗子、各種クラフト、更には報徳農協による農産物・白河実業高校の花の直売等多彩な催し物が繰り広げられました。



▲オープニングセレモニーより

無事故を願って

交通安全全国キャラバン隊来村



▲村長に対しメッセージを伝達する一行(信子)の一行十名が、九月二日午後、多くの村民と交通安全関係団体の皆さんに迎えられ、小雨降るさわやかな高原の我が村にやっけてまいりました。

午後三時三十分、総務庁長官のメッセージを持ったキャラバン隊一行は、村文化センターで鈴木平作村長に対し、交通安全対策を積極的に推進して下さいとのメッセージを伝達いたしました。

これを受け、村長は、村民の総力を結集して交通事故絶滅運動を関係機関や団体と緊密な連携のもとに、まい進する決意書を朗読し、キャラバン隊長に託しました。

一行は、午後四時四十分村交通安全関係団体の見送りを受け、猪苗代町に向けて元氣よく出発して行きました。



新しい先生がやって来た!

村内中学校に英語指導主事助手

さきに西白河郡八町村の招きを受け、郡内中学校で、生の英語を指導されていた外人教師デュグラ・マリー・オコンナーさんの後任として、今回新しくパメラ・ジーン・ライズナーさん(二十二才)という方が来られました。

八月二十二日川谷中を皮切りに、各中学校一年〜三年生の英語の指導にあたり、やさしく語りかける(日本語も得意です)

ライズナーさんの授業に生徒達は熱心に耳を傾けていました。なお、滞在期間は来年の六月までの予定です。

▼ライズナーさんのミニプロフィール。

出身地 アメリカ
カ・オハ
イオ州コ
ーカネ!
ター市



▲これからは一語に勉強しましょう

趣味 刺しゅう
好きな食べ物 天ぷら、やさそ

日本の印象 きれいで、親切
村の感想を一言 西郷村が好きです。

こんな手続きが必要ですよ 国保

世帯主の方は、自分の世帯に属する被保険者の資格に異動があった時（他の保険に入った時、他の保険をやめた時、他市町村へ転出した時、転入して来た時、子供が生まれた時、加入者が死亡した時など）は、十四日以内

に届出をしなければなりません。世帯主は、加入や脱退など、いろいろの届けをしたり、保険税や医療費の一部を支払ったり、請求したりする責任があります。左記の表は、その手続きです。

国保に入るとき、やめるときの手続き

こんなときには必ず届出を
—届出は14日以内に—

国保をやめるとき	国保に入るとき
<ul style="list-style-type: none"> 市区町村内で住所が変わったとき 世帯主が変わったとき 世帯がわかれたり、いっしょになったとき 退職者医療制度の対象になったとき 保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき） 修学のため、子どもが他の都道府県に下宿するとき 出かせぎ 長期の旅行 	<ul style="list-style-type: none"> 転入してきたとき 他の健康保険をやめたとき 生活保護を受けなくなったとき 子どもが生まれたとき 転出するとき 他の健康保険に加入したとき 生活保護を受けるとき 加入者が死亡したとき
<p>持参するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 印かん、保険証 印かん、年金証書 印かん、本人であることを証明するもの（免許証等） 印かん、保険証、在学証明書 印かん、保険証 	<p>持参するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 印かん、転出証明書 印かん、社保戻還証明書 印かん、保護廃止通知書 印かん、保険証、母子手帳 印かん、保険証 印かん、両方の保険証 印かん、保険証、保護開始通知書 印かん、保険証、死亡の証明

税の知識

◎ 財産を相続したら
相続や遺贈によって、亡くなった人（被相続人）の財産をもらった人（相続人）には相続税がかかります。

相続税の申告は、被相続人が死亡した日の翌日から六か月以内に、被相続人の住所地の税務署にすることになっています。また、納税も申告期限と同じ日までに行うことになっています。詳しくは、最寄りの税務署 ☎ 二二七一一一や税務相談室にお尋ねください。



よりの財産
に相続人は
相続税がかかります

違反建築をなくしましょう

- 一、件名 違反建築防止週間
- 二、期間 昭和六十一年十月十一日から十月十七日まで
- 三、この期間中、建築活動の盛んな地域を重点に一斉公開パトロールを行います。

白河消防本部・消防署が移転します

- 一、白河地方広域市町村圏消防本部および白河地方広域市町村圏白河消防署の移転
- (1) 移転月日 昭和六十一年十月十八日
- (2) 正午
- (3) 新住所 千九六一 白河市字立石山15番地の1 (国道二八九号線 昭和 大橋南側) 電話番号 〇二四八(三)二五五(代)
- (4) 火事と救急は一一九番
- 二、なお、白河地方広域市町村圏整備組合事務局および白河地方広域市町村圏整備組合機械運営センターについても、同じく移転いたします。

福島県きのこまつり

- 生しいたけ・乾しいたけ・なめこ
- ひらたけ・出品点数七〇点予定
- 期日 昭和61年10月25日(土)
- 午前10時～午後4時
- 昭和61年10月26日(日)
- 午前9時～午後3時30分
- 場所 福島県林業試験場 (郡山市安積町成田)

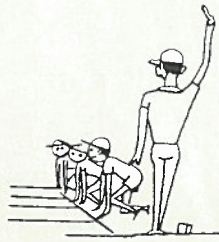
秋たけなわ、大運動会



▲がんばります

きびしい残暑が過ぎ、しのぎやすい秋の気配が感じられる今日、村内小・中学校、保育所で秋の大運動会が開催されました。まず九月七日(日)には、午前九時より米小、羽太小、小田倉小、川谷小・中学校で、十四日(日)には、西郷保育所・第二保育所でそれぞれ行われました。

当日は、快晴に恵まれ、父兄や家族達は朝早くから会場に詰めかけ子供達の競技に大きな声援を送っていました。



新国民年金のすがた ①

国民年金に

加入する人

いままでは、国民年金以外の公的年金制度に加入していない二十歳以上六十歳未満の人が、国民年金に加入していましたが、改正後の昭和六十一年四月からは、厚生年金保険や共済組合の被保険者（組合員）と、その奥さんで二十歳以上六十歳未満の人も全員加入します。

必ず加入しなければならない人

現行の国民年金制度では、日



本国内に居住する二十歳以上六十歳未満の人は、国民年金に加入することを原則としています

が、厚生年金保険・船員保険や共済組合のような被用者年金制度の被保険者とその配偶者は、国民年金の被保険者から除外されています。

改正後は、国民年金に加入する人の範囲が拡大され、昭和六十一年四月から、厚生年金保険や船員保険の被保険者、共済組合の組合員とその配偶者で二十歳以上六十歳未満の人も被保険者となります。

これにより、改正後は、国民年金の被保険者は次の三種類になります。

Ⅰ 第一号被保険者

日本国内に住んでいる農業、自営業はもとより、自由業などの給与所得者ではない人、さらにサラリーマンであつても厚生年金などに加入していない人、そして無職の人も二十歳から六十歳未満の人は国民年金に加入しなければなら

ず、これらの加入者を第一号被保険者といいます。

Ⅱ 第二号被保険者

現在、厚生年金保険などの被用者年金制度に加入している人が、改正後には第二号被保険者となります。つまり、会社や役所、学校あるいは法人に勤めるサラリーマンは、厚生年金保険や共済組合などに自動的に加入しますが、同時に国民年金にも加入することになります。

Ⅲ 第三号被保険者

厚生年金保険などの被用者年金制度に加入している人（第二号被保険者）に扶養されている配偶者で二十歳以上六十歳未満の人が第三号被保険者になることになっています。その具体的な基準は、健康保険の被扶養者の基準を参考に決めてられます。したがって、厚生年金保険の被保険者の配偶者でも、被扶養の配偶者でない場合、たとえば配偶

者自身が自営業を営んでいて相当の収入がある場合は、第三号被保険者となります。なお、第三号被保険者になるためには、市区町村役場に届け出る必要があります。



希望すれば加入できる人

二十歳以上六十歳未満でも、
①日本国内に住所のない日本国民、②学生、③被用者の年金制度の老齢（退職）年金を受けられる人は、国民年金の被保険者（第一号被保険者、第二号被保険者及び第三号被保険者）から除外されていますが、希望すれば加入することができます。また、六十歳以上の人で年金の資格期間を満たせない人などは、六十五歳になるまで任意加入できます。

国民年金の保険料

保険料の額は、昭和六十一年三月までは毎月六、七四〇円です。昭和六十一年四月からの第一号被保険者の保険料の額は、毎月七、一〇〇円（昭和六十一年度予定）となります。なお、第二号被保険者については、厚生年金保険などの被用者年金制度の方でまとめて費用を負担しますので、個別に国民年金の保険料を納める必要はありません。

改正後の保険料の額

昭和六十一年四月からは、第一号被保険者（自営業者などの加入者）の保険料の額は、月額七、一〇〇円（昭和六十一年度予定）で、その後昭和六十五年までは毎年三〇〇円（昭和六十一年度予定）ずつ、引き上げられることになっていますが、年金額の物価スライドが行われた場合には、その額にスライド率を乗じた額となります。

このほか、将来、より高い年金を受けたい人のために今までどおり付加保険料を納めることができますので、保険料の免除

を受けている人以外は、希望すれば納められます。付加保険料の額は、一ヶ月四〇〇円です。ただし、この付加保険料を納めることができるのは、第一号被保険者に限られますので、改正後に第三号被保険者となるいわゆるサラリーマンの妻は、納められなくなります。

なお、生活保護を受けている人など、所得が低くて保険料を納められない人には、保険料の納付が免除される制度があります。保険料が免除された人でも、後に生活にゆとりが生じたときは、さかのぼって十年以内の期間について保険料を納めること（追納といえます。）ができます。追納する保険料の額は、昭和六十一年三月までは、保険料免除を受けた当時の保険料額ですが、昭和六十一年四月からは、保険料免除を受けた当時の保険料の額に政令で定める額を加算した額となります。

第二号被保険者や第三号被保険者（厚生年金保険などの被用者年金の加入者とその被扶養配偶者）については、国民年金に對して被用者年金制度がまともて拠出金を負担しますので、個別に国民年金の保険料を納める

必要がありません。このため、現在任意加入している人のうち被用者年金制度の加入者の被扶養配偶者は、昭和六十一年四月からは個別に保険料を納める必要がなくなります。



事例

新制度発足後のサラリーマン

給与支給明細書

61年 5月

A 殿

厚生産業株式会社

本給	280,000円
扶養手当	10,000円
通勤手当	5,000円
超過勤務手当	10,000円
給与支給合計額	305,000円
所得税	×××円
市町村民税	×××円
健康保険料	×××円
厚生年金保険料	18,600円
雇用保険料	×××円
差引支給額	×××円

(標準報酬月額) (厚生年金保険の保険料率) (保険料の月額)

$$300,000円 \times \frac{124}{1000} = 37,200円$$

(本人負担) 18,600円
(事業主負担) 18,600円

など、いわゆる第二号被保険者の保険料額（A氏—昭和九年十月生まれで、厚生年金保険の被保険者、昭和六十一年四月時の標準報酬月額三〇〇、〇〇〇円、A氏の妻—昭和十二年十月生まれで、A氏により生計を維持されている）

◎A氏にかかる保険料額は、厚生年金保険料の本人負担分として一八、六〇〇円のみ（昭和六十一年四月分・国民年金の第二号被保険者としての保険料は不要）

◎A氏の妻にかかる第三号被保険者としての保険料は不要となります。

つまり、A氏の昭和六十一年五月の給与支給明細書は次のとおりです。

保険料の納付方法

保険料は、市区町村役場から送られてくる納付書などによって、市区町村役場またはその指定する場所（銀行や農協などの金融機関）で納めます。

昭和六十一年三月分までの保険料の納期は、一月、四月、七月、十月の末日で、それぞれの月の前三ヶ月分をまとめて納めますが、昭和六十一年四月からは、毎月の保険料を翌月の末日までに納めることとなります。

保険料と税金

その年中に納めた国民年金保険料などの社会保険料は、所得税や市町村民税を算出する際に、全額が社会保険料控除の対象として、課税対象の所得から差し引かれることとなっています。

交通事故の

ご相談は
お気軽にどうぞ

無料で

相談に応じています



(平日)

午前九時半～午後四時四十分
土曜日は正午まで（第二土曜日は休みます。）

◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます。

◎弁護士相談日：毎週木曜日 午後一時から四時まで

社団法人 日本損害保険協会
福島自動車保険

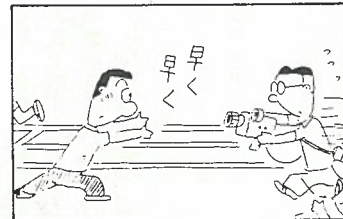
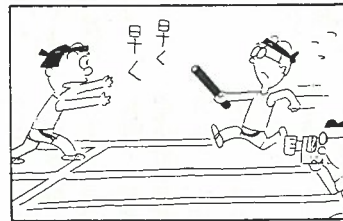
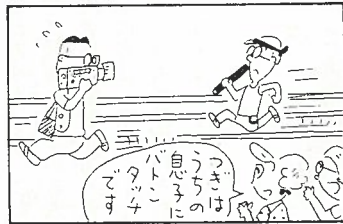
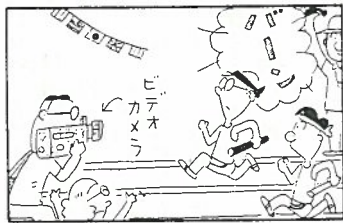
請求相談センター
福島市栄町一〇—二二

住友生命福島ビル五階
福島調査事務所内

☎二二—二九五(直通)
二三—三四七

電話のご相談もお受けします

さわやか
君
西村宗



分譲中! 上野原団地

- 建売住宅 3戸
- 宅地分譲 19区画

県住宅供給公社では、上野原団地の分譲を行っております。

建売住宅ご希望の方には、低金利の住宅金融公庫の融資(年利5.25%、25年償還)、さらに特別加算額(200~300万円)がついて、購入が一層有利になりました。

又、宅地のみとりあえず取得し、その後ご自分でお好みの住宅が建てられる宅地分譲も行っております。

◎お問い合わせ・受付
西郷村役場企画調整課
(TEL 0248-25-1111)

チェンソー使用者実務
向上教育実施について

伐木造材作業において、最近重大災害が多発する傾向がみられ、また、振動障害者数が全国で1万人を超えるなど、林業の安全衛生対策の遅れが指摘されております。

これらのことから、今回、県の助成により次のとおり安全教育を実施することになりました。

1. 対象者 チェンソー作業従事者で特別教育修了者(チェンソー使用手帳所持者)
2. 実施年月日 昭和61年10月24日
3. 場所 白河職業訓練センター
4. 科目 伐木等作業に関する知識他
5. 時間 7時間
6. 主催 林材業労災防止協会福島県支部 ☎0245(23)3307
不明の点は主催者に電話等で照会して下さい。

おし
ろせ



この社会、あなたの税
が生活している!

納税は忘れず納期内に
今月の納税

- 1. 村県民税 3期分
- 1. 国民健康保険税 4期分

募集 昭和61年度秋の
青年海外協力隊

協力隊では昭和61年度秋の隊員を下記の要項で募集します。

記

- 資格 満20歳以上、原則として35歳までの日本国籍を持つ青年男女
- 願書締切 昭和61年11月30日消印有効
- 派遣国 本人の希望は尊重しますが、受入先の職務・生活環境への適性および持っている技術と求められて

いる技術の幅・内容等を考慮し、適材適所の決定を優先します。

● 派遣期間

2年間

● 問合せ先

国際協力事業団
青年海外協力隊事務局
〒150 東京都渋谷区広尾4-2-24
☎ 東京03(400)7261

勤労者互助会を
ご存知ですか

組織をもたない、主として中小企業や商店で働いているみなさんのために「西郷村勤労者互助会」があります。これは互助会の会員のかたが住宅の建築資金などでお金を必要とし県労働金庫から融資を受けるときに互助会が相談に応じるものです。また会員相互の福利・厚生を増進を図るための事業を行っています。

★加入できる方…

組織をもたない主として中小企業や商店の従業員や事業主。ただし臨時やパートタイムで働いている方は、加入できません。

★加入の方法…

入会を希望するかたは入会申込書に入会金1,000円と会費500円(年額)を添えて事務局の商工観光課 ☎25-1111(内341~2)にお申し込みください。入会申込書は同課にあります。

無料調停相談会が
開かれます

きたる10月24日(金)午前9時から午後3時まで白河市宇天神町所在「白河市中心公民館」において、無料調停相談会を開催します。

土地、建物、金銭の貸借、交通事故などによる損害賠償など民事上の問題や、離婚、離縁、親子関係、扶養、相続、遺産分割などの家庭内の問題でお困りの方はございませんか。

こういう日常生活のいろいろな争いごとを円満に解決するために裁判所の調停という制度があります。

当日は調停委員がこれらの問題解決にはどうしたらよいか、ご相談に応じますから、どうぞご遠慮なくお出下さい。

(福島地方・家庭裁判所白河支部内)
白河調停協会
白河市宇野内146番地